（日本郵政共済組合　給付担当）

傷病手当金ご請求の手引き（在職中）

１　傷病手当金とは

組合員が通勤又は勤務中以外で病気やけが（「私傷病」といいます。）をして、療養のために勤務ができなくなった時に以下の条件を満たすと支給される手当のことです。

(1) 仕事とは関係ない私傷病の療養のために休んでいること
(2) 私傷病により仕事をすることができない状態であることを医師又は歯科医師が証明できること
(3) 私傷病の初診日以降に３日以上連続して休んでいること

２　傷病手当金の支給期間

私傷病の種類	傷病手当金の支給期間
結核性以外の疾患	支給開始日(※1)から通算して２年 （内、１年６月間は法定給付、６月間は附加給付）
結核性の疾患（※2）	支給開始日から通算して３年６月間 （内、３年間は法定給付、６月間は附加給付）

※１　待期期間の経過後で、算定の結果、傷病手当金の給付額が初めて発生した日です。
　　本人の請求行為がいつ行われたかは関係ありません。

※２　肺結核、喉頭結核、骨膜結核、腎臓結核、膀胱結核、結核性脳膜炎、結核性副睾丸炎、肺炎加答児や肺浸潤、肋膜炎、淋巴腺炎、カリエス等で結核性と認められるもの。

３　傷病手当金の支給額

支給額の目安は、毎月のお給料の６割程度となります。

（傷病手当金は、職場復帰できるように、休職期間中の生活を保障するための制度であり、お休みにより減額された給与の全額が補填されるものではありません。）

【参考】早見表

算定方法	支給開始月以前の１２月間の平均標準報酬月額 ÷ ２２ × $\frac{2}{3}$ × 支給対象日数
算 定 例	《支給開始月以前の１２月間の平均標準報酬月額が２０万円、２０２４年４月分請求の場合》 ２０万円 ÷ ２２ × $\frac{2}{3}$ ＝ １日当たりの傷病手当金６，０６０円 １日当たりの傷病手当金６，０６０円 × 支給対象日数２２日(※) ＝ １３３，３２０円

※　暦日数から土曜日、日曜日、出勤により給与が一部でも支給された日を除いた日数。

【注意事項】
金額は目安です。支給額をお約束するものではありません。
支給期間中にその他の収入がある場合は、支給額が変わる可能性があります。

2024/12 更新

４　傷病手当金ご請求の流れ

【手順１】本手引きでご請求の流れを確認する

↓

【手順２】フローで手続きパターンを確認する

↓

【手順３】必要書類を確認する
（フローに必要書類一覧へのリンクあり）

↓

【手順４】必要書類を準備して送付する

《送付先》〒330-9792
埼玉県さいたま市中央区新都心３－１
日本郵政共済組合
共済センター　給付担当　あて

【注意事項】
支給対象日から２年間請求しなかった場合、時効により傷病手当金が請求できなくなりますので、ご注意ください。

↓

傷病手当金の支給決定

※ 共済組合にて書類審査及び給付金額を計算の上、共済組合に登録されている組合員様のゆうちょ口座に送金となります。

※ 請求書類等の到着時期によって、送金日が変わります。詳しくはホームページをご覧ください。
≪掲載場所≫ HOME ＞ 送金スケジュール ＞ 短期給付金送金スケジュール

※ はじめて請求する場合や不備があった場合は、送金日が変更になる場合があります。